

## 低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金

対象と思われる方には、4月上旬に「税のお知らせ」とともに申請書等を送付しています。  
まだ手続きを行っていない方は、お早めに申請をお願いします。

### 支給対象となる方

平成27年度臨時福祉給付金の対象者(※)のうち、平成28年度中に65歳以上となる方。  
※基準日(平成27年1月1日)において住民票が市内にある方で  
平成27年度の市民税(均等割)が課税されていない方。

ただし、課税者に扶養されている方、生活保護受給者は対象となりません。

**支給額** 対象者一人につき3万円(支給は1回限り)

### 必要書類

- ①申請書(押印してください)
- ②運転免許証または健康保険証(後期高齢者被保険者証)の写し(対象者全員分)
- ③受取口座の通帳の写し(口座番号・名義を確認します)

■外国人の方は在留カードの写しも必要です。

**申請方法** 返信用封筒で返送、または窓口(2階大ホール)にて受付。

**申請期限** 7月11日(月)まで(消印有効、期限経過後は申請不可)

(注1)ご自宅への申請書の発送は、支給を保証するものではありません。

(注2)申請書の記入漏れ・必要書類の提出がないと、支給ができない場合や遅れるおそれがありますのでご注意ください。

(注3)審査完了後、審査結果通知書(はがき)を送付し給付の可否や振込日等をお知らせします。

確認じゃ!  
高齢者向け  
給付金。



問合せ：臨時福祉給付金担当 内線374・375・376

## 負担限度額認定(食費・居住費の軽減制度)について

介護保険施設での「食費」や「居住費(滞在費)」は、原則、介護保険の給付対象外ですので、利用者の方にお支払いいただくことになります。

ただし、所得が低い方は、「介護保険負担限度額認定」を受けることにより、**食費・居住費(滞在費)の負担が軽減**されます。

【重要】8月1日から段階判定(第2、第3段階)で非課税年金の額が勘案されます。

### 年金の種類

- 国民年金法による遺族基礎年金
- 障害基礎年金
- 厚生年金保険法による遺族厚生年金
- 障害厚生年金
- 共済各法による遺族共済年金
- 障害共済年金

**認定要件と利用者負担額上限** ※表中の金額は1日あたりの利用者負担額です。

利用者負担段階	所得要件	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入」が80万円以下の人(※)	820円	490円	490円(420円)	370円	390円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階に該当しない人(※)	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円

※第2段階、第3段階とも共通して「預貯金等が1,000万円(夫婦で2,000万円)以下である」ことは引き続き必須要件となります。  
※従来型個室の( )内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額です。

現在、負担限度額認定を受けている方については、当該認定有効期限が7月31日までとなっていますので、8月1日以降も負担限度額認定を受けるためには更新申請が必要となります。(更新後の認定有効期間開始日は8月1日からとなるため、更新認定に係る審査については上記の追加要件が適用となります。) 7月31日までに更新申請をしてください。

問合せ：介護長寿課 内線170